

鳥取市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市環境保全型農業直接支払交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）に基づいて行う別表第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、交付対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(交付金の額の算定)

第5条 本交付金は、別表第3欄に掲げる農業生産活動の区分に応じ、それぞれ同表第4欄に掲げる交付単価に当該対象農用地の面積を乗じて得た額に同表第5欄の交付率を乗じて得た額の合計額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本交付金の増額

(2) 本交付金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本交付金の実績報告は、本交付金の交付の決定を受けた年度の3月20日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での交付事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか本交付金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）別表（第3条、第4条、第5条関係）

（単位：円／10アール）

1 交付対象事業	2 交付対象者	3 農業生産活動	4 交付単価	5 交付率
環境保全型農業 直接支払交付金	農業者団体等	(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	6,000	10割
		(2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400	
		(3) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物以外）	12,000 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、2,000円を加算）	
		(4) 有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない農業）の取組（そば、あわ、ひえ、きび、飼料作物）	3,000	
		(5) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,400 （小麦・大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は、3,200円）	
		(6) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,000	
		(7) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	3,000	
		(8) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	800	
		(9) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	800	
		(10) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と冬期湛水管理を組み合わせた取組のうち、 ①：畦補強等を行わない場合 ②：有機質肥料の購入・投入実体がない場合 ③：①、②の両方に該当する場合	8,000 7,000 5,000 4,000	

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合。

備考 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みのため、申請額の全国合計が国予算額を上回った場合、交付額が減額されることがある。

別記様式（第6条、第9条関係）

年度鳥取市環境保全型農業直接支払交付金 事業計画及び収支予算（事業実績及び収支決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了予定（完了）年月日

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

項 目	本年度予算（決算）額	摘 要
市 交 付 金		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

項 目	本年度予算（決算）額	摘 要
環境保全型農業直接支払交付金		地球温暖化防止や生物多様性保全に資する活動に要する経費
計		

5 添付書類

- (1) 環境保全型農業直接支払交付金の交付申請をするときは、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）第8に定められた共通様式第3号別紙の写しとする。
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金の実績報告をするときは、実施要領第8に定められた様式第7号別紙の写しとする。